

1982(毎月1回)

9月号

(村の面積)

332.60km²

発行所 福井県大野郡和泉村

広報

いすみ

(昭和57年8月1日現在)

村の人口	
総人口	1,412人
男	710人
女	702人
出生	1人
死亡	3人
転入	8人
転出	10人
世帯数	445世帯

かけ声は空高く



第26回村民体育大会は29日、村民グランドで開かれました。

朝から心配された雨もやみ、青空が見える絶好のコンディションとなり、村民多数が参加して、ラムネ飲みリレーや綱引きなど数々の競技のたびに大きな歓声がわき起っていました。総合成績は次のとおりです。

優勝 緑チーム（朝日）、2位 白チーム（下山、角野、板倉）、3位 青チーム（上、下大納）

みんなで越美北線を利用しよう！

真夏の成人式 新たな出発二十一名



旧盆の八月十五日、恒例の「真夏の成人式」が中央公民館で行われました。本年度の成人者は二十二名で、この日十二名が希望と喜んで、村議長、宮原教育委員長ら来て、このあと記念写真をとり、懇親会が和室で行われ、「青年の果たす役割」についてなど、活気ある話し合いが続き社会人としての門出を祝うにふさわしい一日がありました。

新成人者は次のとおりです

住所	氏名	性別
角野前坂	平瀬 隆行	男
川合	新井紀代子	女

回九頭竜紅葉まつり

10月23日、24日実施

①24日のみ

●行事内容
①23日、24日の2日間
紅葉写真コンテスト・
きのこ茶屋・植木盆栽即売会・特産物即売会
昇竜太鼓・釣大会・紅葉市場

②23日のみ
紅葉杯争奪ゲートボーリ大会・穴馬おどり・
仮装おどり(夜7時セントラル)

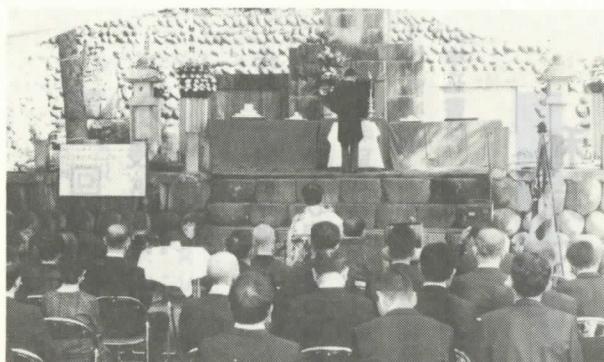
恵まれた自然がつくる七色の紅葉を舞台に村民こぞって参加して実施する「第三回九頭竜紅葉まつり」の日程、行事内容がこの程決まりましたのでお知らせします。

これは、村内で生産される馬鈴しょ・トウモロコシ・大豆・小豆・大根・かぶらなど農産物や民芸品に至るまで何

由に販売できるコーナーありますので、隣り近所お誘いあわせのうえ、どしどし参加してください。
●場所 九頭竜国民休養地 ほか
行事日程は、次のとおりです。
●開催日 10月23日(土)24日(日)
上大納 朝日 下山 朝日
牧野 横地 吉垣 徳秋
岡田 晃幸 牧野 優治
田畠 賢一 吉垣 弘典
相川 一志 朝日 男女
中嶋 昭弘 朝日 男女
福原 裕子 朝日 男女
工藤江利子 朝日 男女
吉富ルリ子 朝日 男女
佐藤美奈子 朝日 男女
相良 成子 朝日 男女
安野 裕二 朝日 男女
伊藤 恵美 朝日 男女
●行事内容
①23日、24日の2日間
紅葉写真コンテスト・
きのこ茶屋・植木盆栽即売会・特産物即売会
昇竜太鼓・釣大会・紅葉市場

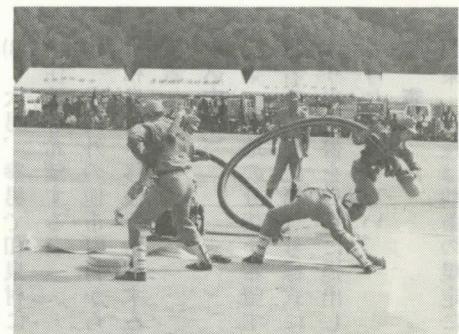
なお、県内から選出される「紅葉むすめ」が、会場の案内をする予定であります。

バザー



八月十九日午前九時から忠靈塔前で戦没者及び殉職者合同慰靈祭が行われました。

この日、知事代理として高志福祉事務所長、高志地方町村会長など来賓多数が参列され香煙のたちこめるなかを、しめやかな読経につれて遺族七十数名の方々がありし日を偲びながら思いをあらたに泉下の靈に冥福を祈られた。



健闘 3位入賞

第31回県消防操法大会

第三十一回福井県消防操法大会が八月九日県消防学校グラウンドで行われました。

本村からは、大野地区消防組合を代表して、第一分団が小型ポンプ操法の部に出場し日ごろの訓練とチームワークを十分發揮して第三位に入賞しました。

なお、消防操法要員は、次のとおりです。

指揮者 古川 渉(副分団長)
一番員 水谷光一(団員)
二番員 新井英章()
三番員 新井一藤()
補欠員 下出定幸(部長)

戦没者及び殉職者 合同慰靈祭を実施

い　す　み むかしばなし

その①

諄々に殺生

し、大きな谷
川の奥に、炭
焼に入った親子がおったんや
つて。そこの谷川には、もの
すごくえかい(大きい)岩魚
がいた。

それで親子が獲ろうと思つ
ても、とても川は深いし獲れ
ないから、親子が相談して、
「柄を拾ってきて、毒をこし
らえて毒流しをしまいか。」と
こう相談したんやわね。そして
したら、岩魚が獲れるんだか
ら、今度はそば団子をこしら
えて食うまいか。」と、そば団
子をこしらえたんやと。

そしたらあ、夕方になつた
ら、黒染の袈裟をかけた坊
さんが訪ねて來たと。そして
一夜の宿を頼んだんやつて。
そして、炉端の話で

「お前たちは、炭を焼いてお
られるが、どうも殺生なこと
ばかりしておられるよう目に見
受けられる。わしも、僧侶の
身としてそういうことはお前
たちに注意をしてやめてもら
いたい」

やわね。それで二人の親子は
「なるほど、心違いであつた。
殺生なんかしたって、良いこ
とはないんだから」と、坊さ
んに言うて思いとどまつたと。
坊さんも安心して非常に喜ん
だわね。それで親子が

「山小屋のことなどなんにもあ
りませんが、そば団子をこし
らえたで、あがつてください。」
そりやまあ、魚ちゅうても
自分の身を守るためにこう(一
年)を得たものは、同じ魚ち
ゅうでも、知恵をしづつて人
間を止めに来るんやわね。そ
れでも、そんなこうを得て、
それくらいのことをしても人
間には、かなわないんやわね。
それで親子の者は、

「一尾の魚でも、こうを得て
いると芝居をうつのに、人間
だちゅうに炭の一つも上手に
焼けんのは、魚より劣つたも
のだ。」

と。それで二人の親子は、岩
魚の僧を見習つて、段々に炭
を改良して今の炭の焼き方に
改良して行つたんやと。

第一回締切り九月二十五日 分譲価格坪一八、〇〇〇円程度

先月号で宅地分譲を開始したことをお知らせしましたが分譲に関する要綱及び申込書の内容については、次のとおりです。

分譲を希望される方は、第一回締切りを九月二十五日までとしましたので、早めに役場総務課へ申し込みしてください。
(申込書は、総務課にあります。)

和泉村宅地分譲要綱

(目的)

第一条 この要綱は、和泉村が過疎対策事業の一環として、住民の定着化と住民福祉の向上を図るため造成した土地(以下「宅地」という。)の分譲について必要な事項を定めることを目的とする。

(分譲)

- (1) 現在村内に居住している者
- (2) 村の中心部より離れた地域で居住している者で移住を希望する者
- (3) 次男、参男で和泉村に住地を希望する者
- (4) 県内外の他市町村から和泉村へ移住を希望する者

(申込方法)

第三条 宅地の分譲を希望する者は、別記第一号様式により申込書を村長に提出しなければならない。

(審査)

第四条 村長は前条の規定による者で自己の住宅がない

より申込書を受理したときは、宅地分譲資格審査会において申込書の内容審査または必要に応じ実情を調査のうえ適否を決定し、その旨を申込者に対し通知するものとする。

第五条 区画の決定は、申込者が希望する区画を分譲する。ただし、申込者が多数の場合は抽せんにより希望順位を決定する。

(分譲価格)

第六条 宅地の分譲価格は、その区画について村長が別添に定めるところによる。

(代金の支払)

第七条 分譲代金の支払は、納入通知書により村長が指定する金融機関に納入しなければならない。ただし、契約締結と同時に分譲価格の二十%相当額を納入するものとする。

(契約)

第八条 この宅地の分譲が決定したときは、別記第二号様式による土地売買契約書を作成する。

(所有権の移転登記)

第九条 所有权の移転登記は

分譲代金の支払が完了しない行うものとする。この場合、登記に要する費用は分譲を受けた者の負担とする。

第十条 分譲地の引き渡しは所有権移転登記後十日以内において、分譲地の所在する場所において引き渡しするものとする。

(分譲地の引き渡し)

に両者が協議して定める日における場合、村長

と協議して承認を受けるものとする。

(買戻しの特約)

第十五条 分譲地の引き渡しを受けた者が、第十一条、第十二条、第十三条の規定を

履行しないとき、または前

条の規定に違反したときは

村長は分譲を受けた者が支

払った分譲代金及び契約の

費用を返還して、分譲地を

買戻しができるものとする。

第十六条 分譲地の引き渡しがあつた後、原則として三年以内に指定用途に供するものとする。

第十七条 宅地の分譲を受けた者は、分譲地の引き渡しがあつた後、原則として三年以内に指定用途に供するものとする。

第十八条 宅地の分譲を受けた者は、分譲地の引き渡しがあつた後、原則として三年以内に指定用途に供するものとする。

(始期の変更)

第十九条 分譲地の引き渡しを受けた者が、やむをえない理由により前条に定める始期を変更しようとするときは、変更を必要とする理由及び変更後の計画を記載し

た書面をもって村長の承認を受けるものとする。

(委任)

第二十条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は村長が別に定める。

(分譲地の譲渡禁止等)

第十六条 分譲地の引き渡しを受けた者は、分譲地の所有権を他人に譲渡し、または

第三者に貸し付けてはならぬ。ただし、やむをえない事由による場合は、村長

と協議して承認を受けるものとする。

(分譲地の譲渡禁止等)

第十七条 分譲地の引き渡しは、受けた者は、分譲地の所有

権を他人に譲渡し、または

第三者に貸し付けてはならぬ。ただし、やむをえない事由による場合は、村長

と協議して承認を受けるものとする。

(分譲地の譲渡禁止等)

第十八条 分譲地の引き渡しを受けた者が、分譲地の所有

権を他人に譲渡し、または

第三者に貸し付けてはならぬ。ただし、やむをえない事由による場合は、村長

と協議して承認を受けるものとする。

(分譲地の譲渡禁止等)

第十九条 分譲地の引き渡しを受けた者が、分譲地の所有

権を他人に譲渡し、または

第三者に貸し付けてはならぬ。ただし、やむをえない事由による場合は、村長

と協議して承認を受けるものとする。

(分譲地の譲渡禁止等)

第二十条 分譲地の引き渡しを受けた者が、分譲地の所有

権を他人に譲渡し、または

第三者に貸し付けてはならぬ。ただし、やむをえない事由による場合は、村長

と協議して承認を受けるものとする。

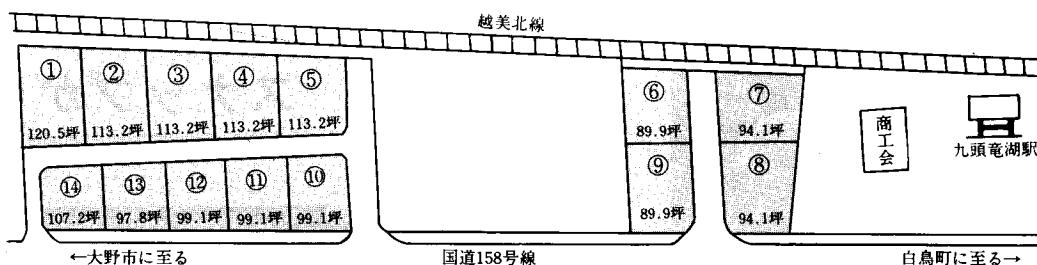
(分譲地の譲渡禁止等)

第二十一条 分譲地の引き渡しを受けた者が、分譲地の所有

権を他人に譲渡し、または

第三者に貸し付けてはならぬ。ただし、やむをえない事由による場合は、村長

朝日宅地造成区画完成図



注……①～⑭は地番ではなく、整理番号です。

分譲宅地購入申込書

和泉村宅地分譲要綱第3条の規定により宅地の分譲をしていただきたく下記のとおり申込みいたします。

昭和 年 月 日

申込者 住 所

印 名

(印)

和泉村長 新井一雄 殿

申 請 人	氏 名			本 籍			
	生年月日			現 住 所			
	職 業			勤 務 先			
家 族 構 成	続柄	氏 名		性別	年令	職 業	勤 務 先
住 宅 建 築	着工予定			完成予定			
分譲を必要 とする理由							



“あとわずかなのに、”



“何があたるかなあ。”



“うまくいきそうだなあ。”



“あとはゴールめざして。”



“うまくいかないなあ。”

ゆとりと ゆずりあいで ゆっくり走ろう

お知らせ

施設めぐりに参加しませんか

十月八日実施

大野・勝山地区広域行政事務組合

では、次の要項により
広域行政バスで施設めぐりを実施することになりましたので、お知らせします。

参加希望の方は、九月二十
五日までに申し込みください。

広域行政バスの運行要項

募集方法(1)公募とする。
②応募方法は、ハガキ
に住所・氏名・年齢・連絡先(電話番号)・十
月八日と書いて左記してへ申し込むこと。

経費 無料
持ち物 水筒・雨具(昼食は主催側で用意する)

目的 圏域住民をバスで囲
域の各市村の主要な施
設などへ案内し、広域
行政および市村行政に
対する認識と理解を深
めるとともに建設的な
意見・要望などを握
り、広域行政の諸施策
に反映させる。

実施日 十月八日(金)
コース 別紙のとおり

参加対象 圏域の一般住民(た
くし)により決定し本人あて

その他 雨天の場合も実施す
る。に通知する。

その他 雨天の場合も実施す
る。に通知する。

昭和57年度 大野地区消防組合消防吏員 採用候補者初級試験を実施

- 1、職種及び職務
(1)職種 消防並びに救急業
(2)職務 消防並びに救急業

森林組合だより
公団造林千ha

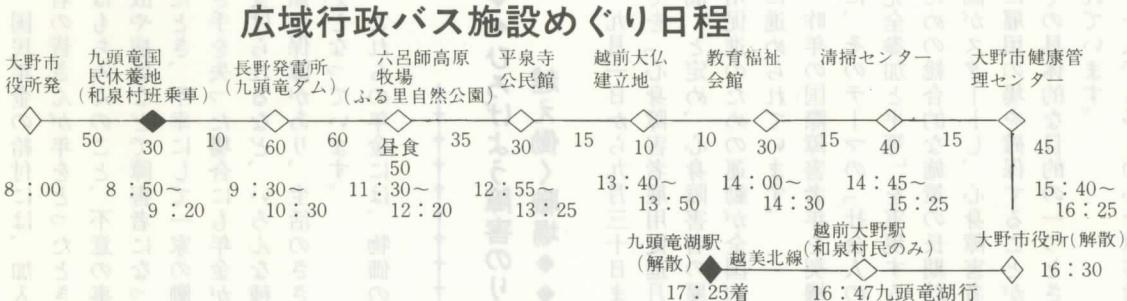
達成記念式典を実施

- 2、採用予定人員
4名
3、採用予定日
昭和58年4月1日付
4、試験日
昭和57年11月7日
(1)第一次試験 昭和57年12月上旬
(2)第二次試験 昭和57年12月上旬

和泉村森林組合では、昭和三十六年以来、森林開発公団が行う分回造林の造林面積が今年で一〇〇〇haに達しましたので、この事業の完成を記念して来る十月十九日(火)越前大野駅(和泉村民のみ)で記念式典を行います。

組合員の皆様の多数ご出席をお待ちしています。

5、その他 詳細については、和泉分所(077978-2119)にお問い合わせください。



ご協力ありがとうございます
ご協力ありがとうございました
義援金三九、四〇円集まる

中豪雨は、各方面にじん大な被害を与えました。このため日本赤十字社では「被災者に愛の手を」さしのべるために義援金を募集したところ、村民の皆様から、二九一、四〇円の義援金が集まりました。集められたお金は、日赤福井県支部を通じて被災者の方に送られます。

論文募集締切り
9月30日に延ばす

七月・九州方面を襲そつた集中豪雨は、各方面にじん大な被害を与えました。このため日本赤十字社では「被災者に愛の手を」さしのべるために義援金を募集したところ、村民の皆様から、二九一、四〇円の義援金が集まりました。集められたお金は、日赤福井県支部を通じて被災者の方に送られます。

七月号でお知らせしました「二十一世紀にむけて和泉村はどうあるべきか」についての論文募集の締切日を九月三十日まで延ばしましたので、皆様ふるっての応募をお待ちしています。

交通安全 町から村から 家庭から

ニンニクノタキレツリニナル

國民年金

年金の種類	保険料の納付期間	年金を受けられるとき
老齢年金	本人が25年以上	65歳になったとき (本人に支給)
通算老齢年金	他の年金制度と合わせて25年以上	病気やケガで身心障害者になつたとき (本人に支給)
障害年金	本人が1年以上	夫が死亡して、母子家庭となつたとき (妻に支給)
母子年金	妻が1年以上	夫が死んで、母子家庭となつたとき (妻に支給)
準母子年金	姉か祖母が1年以上	夫が死んで、母子家庭となつたとき (妻に支給)
寡婦年金	父か母が1年以上	夫が死んで、母子家庭となつたとき (妻に支給)
遺児年金	父か母が1年以上	夫が死んで、母子家庭となつたとき (妻に支給)
夫が25年以上	父または母の死亡で孤児になつたとき (子に支給)	父または母の死亡で孤児になつたとき (子に支給)
	老齢年金を受ける資格を満たした夫が死亡したとき (妻に支給)	老齢年金を受ける資格を満たした夫が死亡したとき (妻に支給)

（短歌）
一、香煙のゆらぐ墓前に子も孫も皆手を合わす姿とおとし
二、かな習字無理な視力と知りつつも師の励ましに又も筆持つ
一、夏の夜の夢を誘いて二つ三つ青田の上を螢飛び交ふ

水　　蓮
千代子　　杉本とみ子

俳句・短歌コーナー

（俳句）
一、夏祭り花火にそえるいなびかり
二、友が皆美しく見ゆ菖蒲園（ショーブエン）

九月一日から九月三十日までを「心身障害者雇用促進月間」と定め、心身障害者の雇用促進のための運動が全国的に進められています。昨年の国際障害者年を契機に、そのテーマの「社会人の完全参加と平等」を実現するための総合的な施策の長期計画がスタートし、心身障害者に雇用の場を確保することがされています。

一人でも多くの心身障害者が働く職場をえて社会活動の翼を担い、生きがいを感じることができますよう、職

九月一日から九月三十日までを「心身障害者雇用促進月間」と定め、心身障害者の雇用促進のための運動が全国的に進められています。昨年の国際障害者年を契機に、そのテーマの「社会人の完全参加と平等」を実現するための総合的な施策の長期計画がスタートし、心身障害者に雇用の場を確保することがされています。

◆◆ひろげよう障害のり
越え働く職場◆◆

者たちはもちろんのこと、不意の事故や病気などで障害者になつたとき、不幸にして一家の働き手を失った場合にも年金が受けられるなど、いろんな種類の保障があり、生活のさまざまとなっています。

これらの年金には、物価の

上昇にあわせて年金額が増額される物価スライドがありますので、将来にわたって物価が上昇しても、年金の実質価値が目減りすることはあります。

上記のどれかの年金に該当すると思われる人は、すぐに役場国民年金係に照会し手続きをしてください。

■とき
九月十五日(水)

ところ

老人福祉センター

||人のうごき||

場の拡大に事業主の方々をはじめ、皆さんの深いご理解とご協力をお願いいたします。

心身障害者の雇用を促進す

るため事業主の方には「雇用開発助成金」「雇用促進奨励金」あるいは「作業施設設置等助成金」など各種の助成制度があります。

詳細は、大野公共職業安定所（☎〇七七九六一六一一四〇八）へお尋ねください。

▼死

朝日　宮下　又作（92歳）
川合　新井喜代松（87歳）
中村　喜一（61歳）



英子ちゃん

第8回
心のふる里大会日程

